

商品概要説明書

教育ローン（一般型A）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商品名	教育ローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 200 万円以上（農業者の場合は、150 万円以上）ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○教育施設（修業年限が 6 か月以上で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ① 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ② 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など ③ 高等学校、高等専門学校 ④ 特別養護学校の高等部 ⑤ その他職業能力開発校などの教育施設 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から 2 か月以内にお支払済みの資金を含む。）で借入年度の必要経費とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。 ○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回

	基準日までに基準金利（長期プライムレート）が年 0.5%以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）、年 2 回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.40%上乗せされた利率が適用されます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3, 300 円 ②一部繰上返済の場合…5, 500 円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本所または金融共済部（電話：01634-2-3366）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）

その他	○ご融資対象子弟が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。 乗換融資とは、当 J A で進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。 ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	--

J A ひがし宗谷

商品概要説明書

教育ローン（基金協会型）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商品名	教育ローン（基金協会型）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。 ○教育施設（修業年限が 6 か月以上で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ① 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ② 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など ③ 高等学校、高等専門学校 ④ 特別養護学校の高等部 ⑤ その他職業能力開発校などの教育施設 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金（借入申込日から 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）で借入年度の必要経費とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②月々の仕送り資金、アパートの家賃等 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。 ○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（長期プライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より

	適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）、年 2 回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.40% 上乗せされた利率が適用されます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 ①全額繰上返済の場合… 3, 3 0 0 円 ②一部繰上返済の場合… 5, 5 0 0 円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本所または金融共済部（電話：0 1 6 3 4－2－3 3 6 6）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：0 1 1－2 5 1－7 7 3 0）

その他	○ご融資対象子弟が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。 乗換融資とは、当 J A で進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。 ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	--

J A ひがし宗谷